

地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業の実施について

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室

重層的支援体制整備事業の創設と子育て支援の充実・強化

1 概要

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制（※）の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設。市町村の手上げによる任意事業として令和3年4月から施行。令和4年度は134自治体が、今年度は189自治体が実施。

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

- その中では、国の財政支援に関し、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、
 - ・ 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業の補助について、一体化するとともに、
 - ・ 既存の支援機関等をサポートする新しい機能（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を付加し、これらの事業費を一括して交付する「重層的支援体制整備事業交付金」（※）を創設した。
- この事業の実施も含め、地域子育て支援拠点など支援機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かしつつ、地域の実情に応じた市町村の包括的支援体制の構築を進められたい。

（参考）子育て分野では、「利用者支援事業」、「地域子育て拠点事業」について、重層的支援体制整備事業の中で各制度の事業と一体的に実施していただく。

なお、各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は、従来の実施要件が引き続き適用される。

- 各市町村においては、地域住民や関係機関と議論を積み重ねて、目指すべき体制について共通認識を持ちながら、体制構築を推進していただきたい。

（※）こども家庭庁設置後も、「利用者支援事業」、「地域子育て拠点事業」の重層的支援体制整備事業交付金における取扱いや事務の流れ等については、従前と同様の仕組みを維持する。

2 重層的支援体制整備事業を実施する意義と市町村の子育て分野への影響・効果

- 重層的支援体制整備事業の意義としては、市町村の様々な関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村では、事業実施を通じて、各分野の相談支援機関や地域づくり関係事業との連携が図られることにより、子育て分野における支援の充実・強化につながるものと考えている。

(子育て分野における支援の充実強化につながる例)

- ・利用者支援事業や地域の子育て支援拠点において、複合、複雑化した課題（※）を抱えた家庭を把握した際に、「多機関協働事業」につなぐことで、複数の支援機関の連携のもと、包括的な支援を適切に進めることができる。
(※) ダブルケア、ヤングケアラーなど
- ・地域から孤立した子育て家庭に関する情報を把握した場合に、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と連携することによって、より一層頻度高く訪問するなど、支援を直接家庭に届ける支援が可能となる。
- ・他分野の支援拠点など地域の中で年代や属性を問わない居場所や交流の場が生まれることにより、子どもや子育て世帯が地域の中で通える場の増加につながる。

3 重層的支援体制の整備について

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とすることが重要である。
- どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要であることから、庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが大切。

参考資料

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
<最終とりまとめで示された方向性>
 - 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う**。
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、**地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定**

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

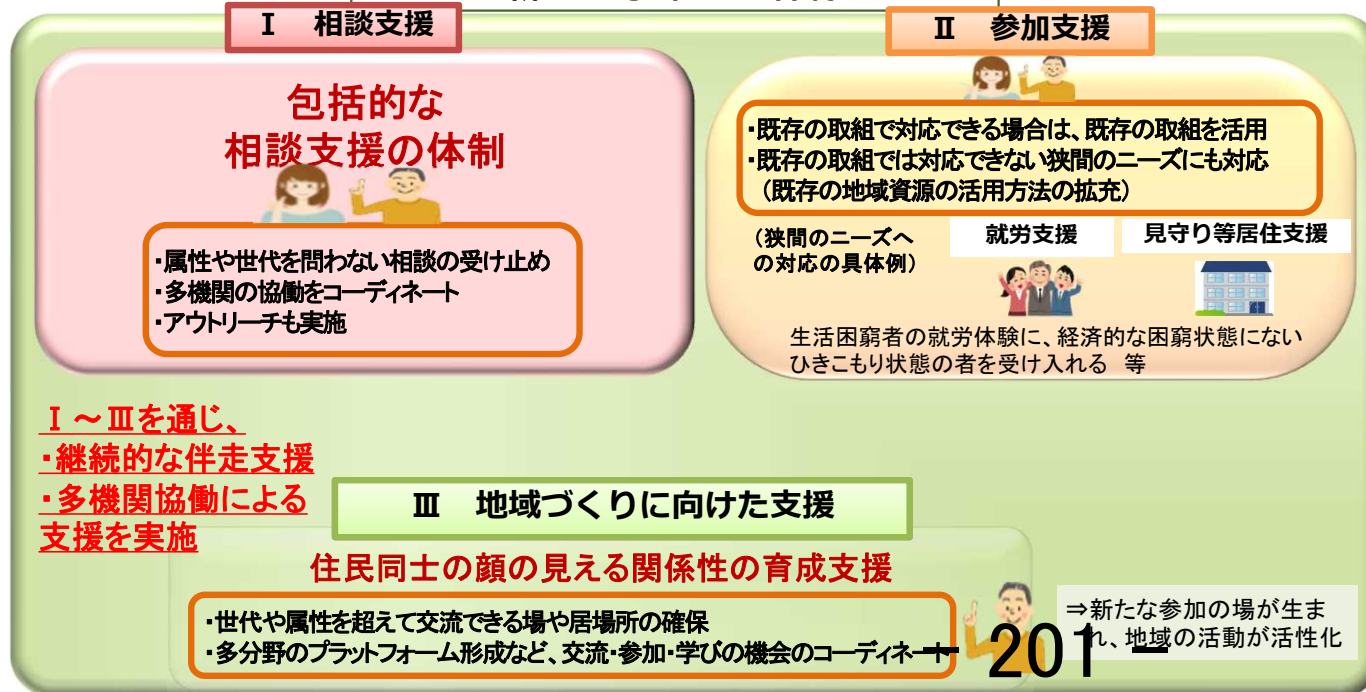
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

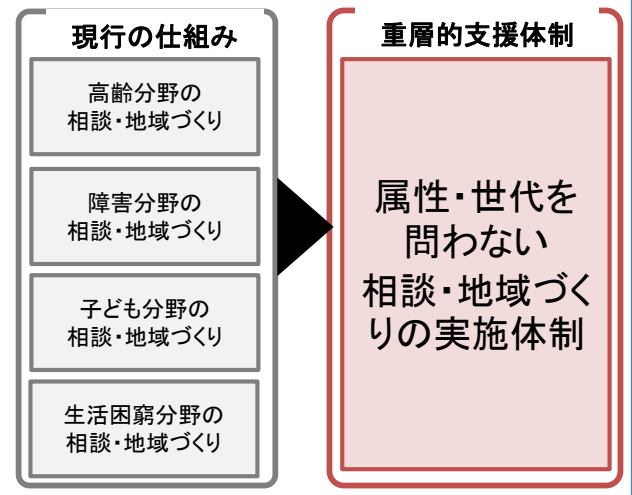
→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包摂的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

(1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。

(2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。

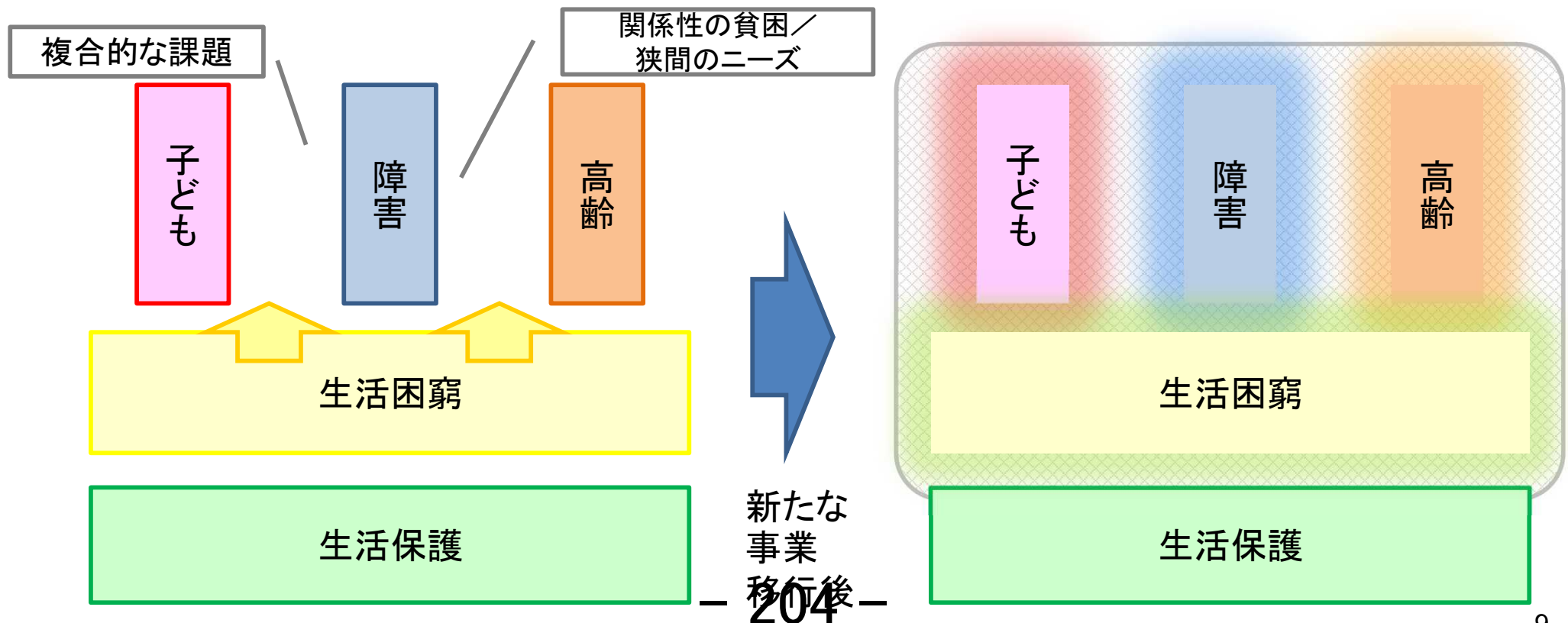
(3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。

(4) 包括的な支援...複雑化・複合化した支援ニーズに対応するとともに包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。

(5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源²⁰³として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた…

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



小学生になった子が気になる…

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう…

何か、私たちに出来ることはないかしら？

小学生の居場所として、子ども食堂を実施



共助の基盤づくり事業

※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として活用することも考えられる。

地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - ▶ 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティーネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでではつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会

社協

商工会

商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働に

まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声が出る
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆ 体制整備に向けたプロセスも重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市	呉市	
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市	三原市	
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市	東広島市	
	厚真町		ふじみ野市	山梨県	野洲市		廿日市市		
	音更町		川島町	長野県	高島市		山口県	宇部市	
	鹿追町		鳩山町		米原市			長門市	
	広尾町		船橋市		伊那市		香川県	高松市	
	幕別町		柏市		飯綱町			さぬき市	
青森県	鯉ヶ沢町	千葉県	市川市	岐阜県	岐阜市	愛媛県	宇和島市		
岩手県	盛岡市		木更津市	関市	大阪府		高槻市	高知市	
	遠野市		松戸市	熱海市		枚方市	高知県	本山町	
	矢巾町		市原市	函南町		八尾市		中土佐町	
岩泉町	香取市	岡崎市	東大阪市	黒潮町					
宮城県	仙台市	東京都	八王子市	豊田市	福岡県	富田林市	久留米市		
	涌谷町		墨田区	半田市		高石市	大牟田市		
秋田県	能代市		大田区	春日井市		交野市	佐賀県	八女市	
	大館市		世田谷区	豊川市		大阪狭山市		糸島市	
	湯沢市		渋谷区	稲沢市	阪南市	岡垣町			
	由利本荘市		中野区	東海市	太子町	佐賀市			
山形県	大仙市		豊島区	大府市	兵庫県	熊本県	姫路市	大津町	
	山形市		立川市	知多市			尼崎市	益城町	
福島県	福島市		調布市	豊明市		奈良県	大分県	明石市	中津市
	須賀川市		国分寺市	長久手市				芦屋市	津久見市
茨城県	土浦市	狛江市	東浦町	和歌山県	宮崎県			伊丹市	竹田市
	古河市	西東京市	美浜町					加東市	杵築市
	那珂市	鎌倉市	武豊町			奈良市	九重町		
	東海村	藤沢市	四日市市			三郷町	都城市		
栃木県	宇都宮市	小田原市	伊勢市	鳥取県	189自治体	川上村	小林市		
	栃木市	茅ヶ崎市	松阪市			和歌山市	日向市		
	市貝町	逗子市	桑名市			鳥取市	三股町		
	野木町	秦野市	名張市			米子市			
群馬県	太田市	富山県	富山市	三重県	島根県	倉吉市			
	館林市		氷見市			智頭町			
	みどり市	石川県	金沢市			いなべ市	北栄町		
	上野村		小松市			志摩市	松江市		
	みなかみ町		能美市	伊賀市	出雲市				
	玉村町			御浜町	大田市				
				美郷町					
				吉賀町					

地域共生社会の推進に向けた普及・啓発の取組（令和2年度～）

令和2年度

- 7月 都道府県・指定都市・中核市地域共生担当者全国会議
- 10月 都道府県・市町村職員担当者全国研修
- 11月～1月 市町村・事業者担当者全国8ブロック研修
- 2月 地域共生社会シンポジウム（対象：地域住民、関係団体等）
- 3月 支援者向け全国研修

令和3年度

- 4月 地域共生ポータルサイト開設
- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
市町村、民間団体が主催する各種の説明会・セミナー等にも依頼に応じて随時国職員を派遣
- 8月～1月 都道府県・重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修
- 12月～2月 市町村・事業者担当職員全国6ブロック研修

令和4年度

- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

令和5年度（予定）

- 4月～6月 厚生労働省note 短期集中連載
- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

◆R3～R4年度重層実施自治体事例 厚労省HPに掲載中

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 地域共生社会の推進
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikafuhogo/chiikikyosei/index.html

令和3年4月～ポータルサイト開設



R3～R4研修教材 HPにて配信



厚生労働省note コラム

地域共生社会を考えるコラム



地域共生社会を考えるコラム

記事はこちらよりご覧ください



🔍 厚生労働省 note

2023年4～6月に短期集中連載。地域共生社会の事例など合計6本の記事を公開中
気に入っていただけたら、ぜひスキ❤️を押してください！

厚生労働省noteとは？

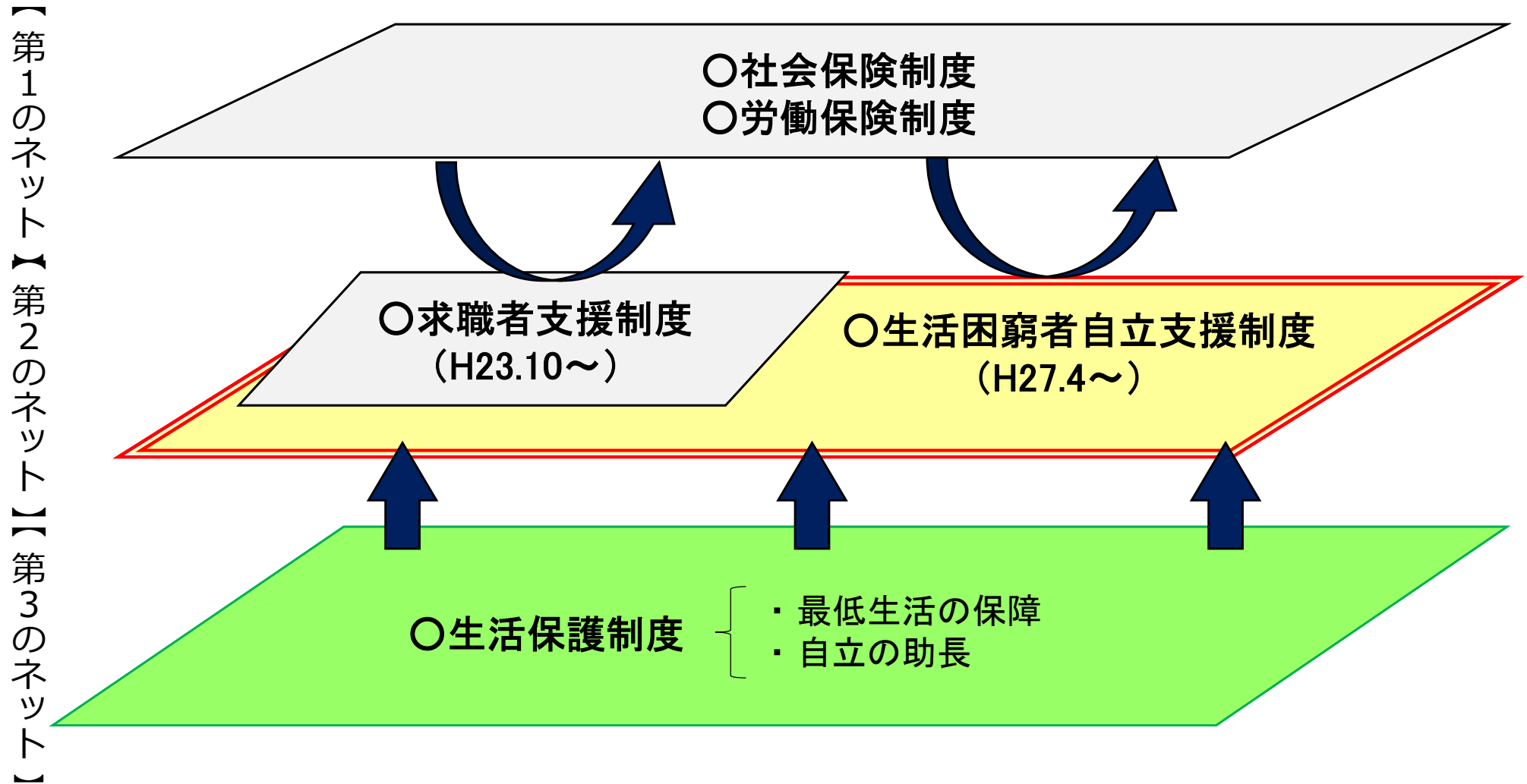
厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための“顔の見える広報”に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。

生活困窮者自立支援制度について（連携のお願い）

令和5年9月7日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
丸山 祐里枝

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット



生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円
+ R4二次補正予算：60億円（※）
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要


□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援制度と児童福祉施策との連携のお願い

生活困窮者を早期に把握し、必要な支援につなげるため、連携をお願いします。



☑ 児童福祉担当部局、児童相談所内における生活困窮者自立支援制度の周知 

☑ 地域の自立相談支援機関等との「顔の見える関係」づくり 

自治体の生活困窮者自立支援制度担当や、自立相談支援機関等の担当者と、具体的な連携方法について予め確認しておくことスムーズに連携することが可能になります。

☑ 自立相談支援機関へのつなぎ 

児童虐待や子育てに係る相談等の中で、生活にお困りの家庭を把握したときは、自立相談支援機関への相談を勧めていただくようお願いします。

併せて、児童養護施設退所者についても、本人の意向や特性を踏まえ、


- ・自立相談支援機関につなぐ、
- ・各自治体に自立相談支援機関があることを退所時に情報提供する、
- ・本人の同意を得て必要な範囲で退所者に関する情報を自立相談支援機関に共有する などのご対応をお願いします。


☑ 自立相談支援機関からのつなぎへの対応

必要に応じて支援会議・支援調整会議への参加もお願いします



自立相談支援機関において、相談者が子育てに関する課題を抱えていることを把握した際には、こども施策に係る相談支援機関や市町村の担当部署におつなぎすることがあります。その際には、適切にご対応をお願いします。

地域の自立相談支援機関はこちらからご確認ください 

(自立相談支援機関 相談窓口)  <https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>

参考資料

自立相談支援事業

- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- 全国**1,388カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
- ※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



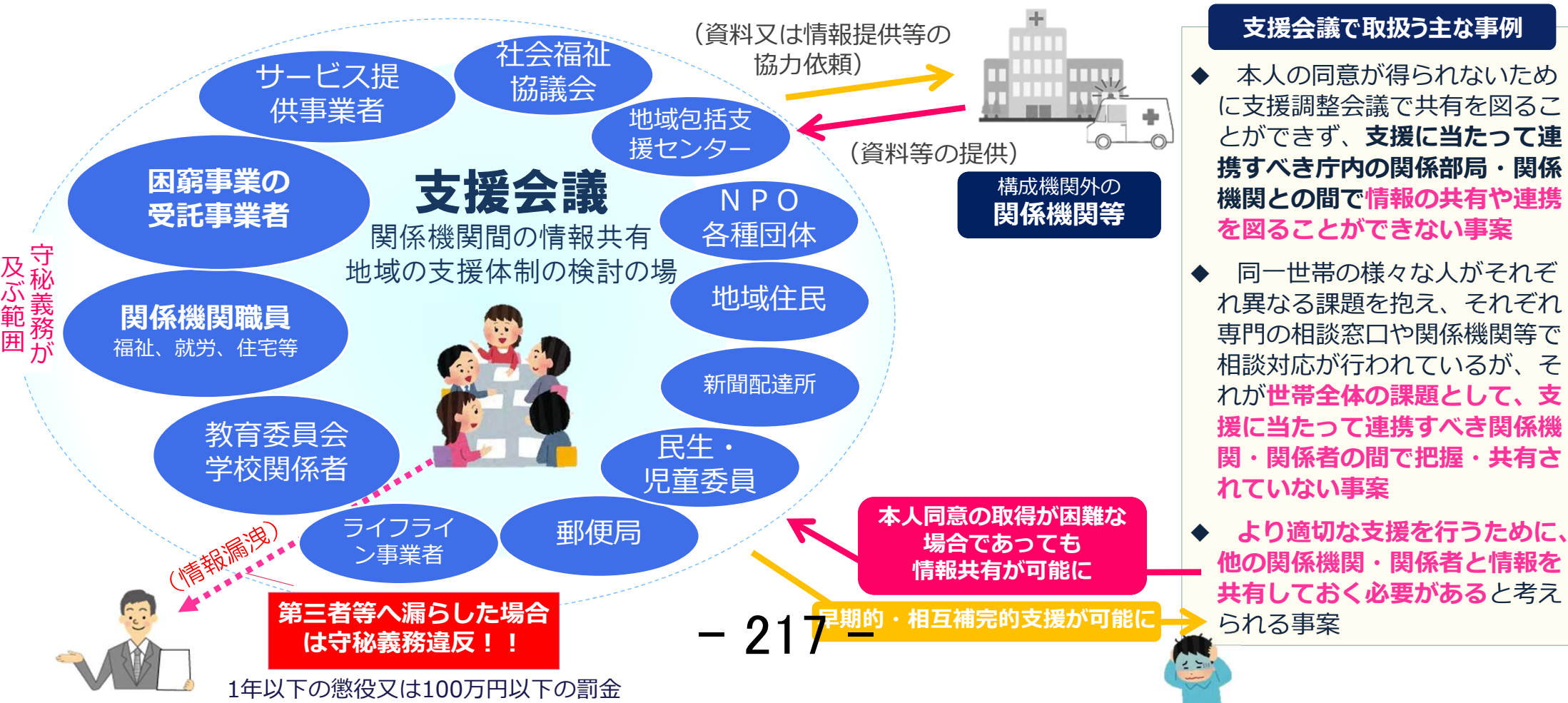
生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

目的

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止
- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる

会議で行うこと

- 地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有
- 地域における必要な支援体制の検討



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

住居確保給付金

対象者

離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等

概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、自営業者の場合は、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



期待される効果

- 就職活動時に必要となる安定した住まいの確保により、就労自立を実現。

就労準備支援事業

【実績】

- ・622自治体(77%)(R4)
- ・利用4,463件(R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)

(農作業体験)

(封入作業)

(PC講座)

(就職面接等の講座)



期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R5.3.31時点）】

- ・認定件数2,182件
- ・利用件数551件

対象者

就労準備支援事業を利用しても一般就労等への移行ができない者等、就労する上でまずは柔軟な働き方をする必要のある者

支援のイメージ

○認定を受けた法人で実践的な訓練を、段階的（非雇用型～雇用型）に行うことで、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。



＜就労へ＞
・一般就労
・福祉的就労
等本人が希望する選択肢へ

【非雇用型】（無償・有償）

- ・労働基準関係法令適用対象外
- ・無償/有償での就労訓練が可能
- ・働き方や作業内容については、本人の体調や能力に合わせ組み替え等の配慮

【雇用型】（賃金）

- ・労働基準関係法令適用対象
- ・最低賃金～該当企業の給与規定に沿った賃金が支払われる
- ・就労条件における一定の配慮（労働時間、業務内容の組み替え、出勤について柔軟な対応）

就労訓練中の支援計画やモニタリング等、就労支援担当者（※）は本人と事業所担当者等と話し合いながら、支援を継続

- （※）就労支援担当者の業務（事業所ごとに1名以上配置）
- ①訓練計画等の策定
 - ②対象者への必要な相談、指導等
 - ③関係機関との連絡調整 等

自立相談支援機関（就労支援員）による定期的・継続的なアセスメント

連携

認定の仕組み

認定主体

（都道府県、政令市、中核市）

申請

認定



（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与（税制優遇や優先発注の仕組みの活用）
- 貧困ビジネスの排除（法人や事業所の運営の健全性を担保） 等

期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

家計改善支援事業

【実績】

- ・712自治体(79%)(R4)
- ・利用20,692件(R3)

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援のイメージ

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施
 - ①家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④貸付のあっせん 等

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行うわけではない

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

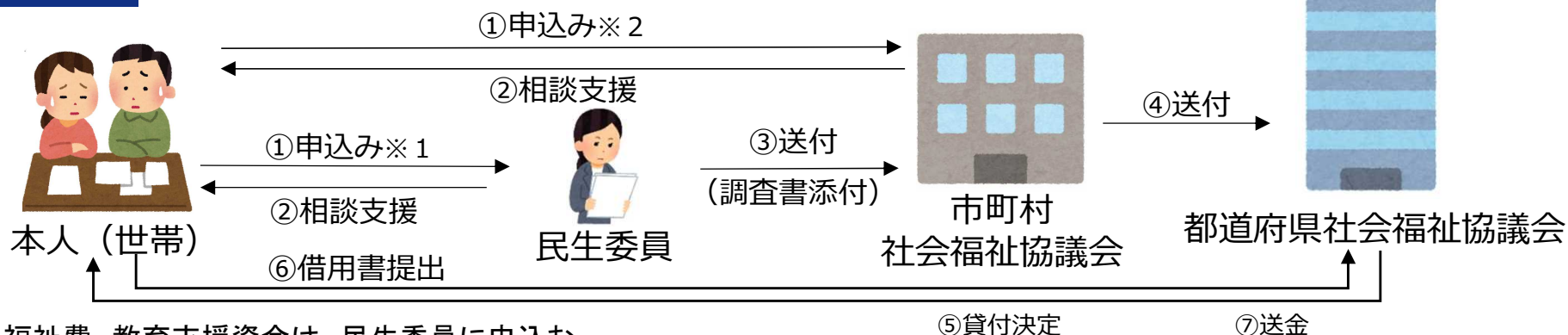
期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基礎が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

生活福祉資金貸付制度

実施主体	都道府県社会福祉協議会	
目的	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。	
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） ・障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等のいる世帯 ・高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者のいる世帯 	
資金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金） 	
貸付金利	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てた場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年1.5% 	注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート（R5.4.1時点年1.45%）のいずれか低い利率

貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

※3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体や関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意することが条件。

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】
・シェルター:331自治体(37%)
(R3)
・地域居住支援:54自治体(R4)

対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談・
訪問指導


住居に不安を
抱えた
生活困窮者
路上、河川敷、
ネットカフェ、
サウナ、友人宅

シェルター事業


＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等


※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

地域居住支援事業

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援 
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援 

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行う予定。

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%)(R4)
- ・利用件数39,606(R4)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、**子どもの将来の自立**を後押しできる。(貧困の連鎖防止)

療育手帳制度の概要

1 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所を設置する中核市の市長が交付する。

根拠：療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)

※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

2 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

3 障害の程度及び判定基準

重度(A)とそれ以外(B)に区分

○重度(A)の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - 異食、興奮などの問題行動を有する。
- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○それ以外(B)の基準

重度(A)のもの以外

なお、交付自治体によっては、独自に重度(A)とそれ以外(B)を細分化している場合もある。

4 交付者数(令和3年度末現在)(令和3年度福祉行政報告例)

1,213,063人(重度(A):428,890人、それ以外(B):784,173人)

障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて（報告書）

令和 4 年 6 月 1 3 日
社会保障審議会障害者部会

12. 療育手帳の在り方について

(1) 現状・課題

- 療育手帳は、現時点で法的な位置づけはなく、各自治体が自治事務として運用しており、自治体ごとに検査方法等の判定方法や、IQ の上限値や発達障害の取扱い等認定基準にばらつきあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じる可能性や、正確な疫学統計が作成できない状況等が指摘されている。

(2) 今後の取組

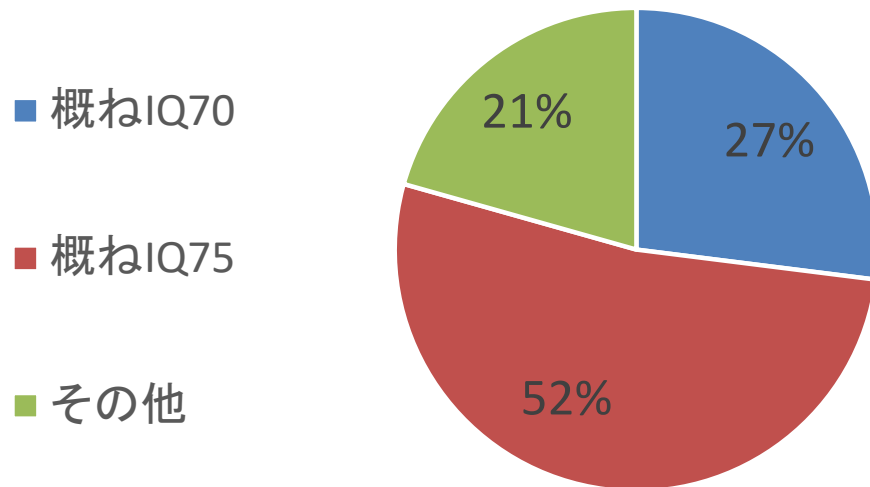
- 療育手帳制度の運用の地域差により不都合が生じることがないように、全国統一的な運用を目指すべきという意見があることを踏まえ、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響及び法令上の対応等も含め、引き続き、令和 4 年度から実施予定の調査研究を着実に進める等、幅広く調査研究を続けるべきである。
- その際には、療育手帳制度に自治体や当事者等が幅広く関係していることを踏まえ、これらの関係者に調査研究や検討の 226 ジュールを示しながら、進めるべきである。

知的障害の認定基準に関する調査研究結果概要

障害の程度区分の数

区分数	機関数		区分の例			
2	16	12.4%	A(重度)~IQ35		B(中軽度)IQ36~75	
3	9	7.0%	A(重度)~IQ35		B1(中度)IQ36~50	B2(軽度)IQ51~70
4	70	54.3%	A1(最重度)~IQ20	A2(重度)IQ21~35	B1(中度)IQ36~50	B2(軽度)IQ51~75
5	12	9.3%	A1(最重度)~IQ20	A2(重度)IQ21~35	A3 IQ36~50+身障1~3級 B1(中度) IQ36~50	B2(軽度)IQ51~75
6	15	11.6%	A1(最重度)~IQ20	A2(重度)IQ21~35	A3 IQ36~50+身障1~3級 B1(中度) IQ36~50	B2 IQ51~70又は 社会適応が困難な場合は79まで B3 IQ80~89で発達障害
7	1	0.8%	a1 ~IQ20	a2 IQ21~35+身障1・2級 a3 IQ21~35	a4 IQ36~50+身障1~3級 b1 IQ36~50	b2 IQ51~75 b2 IQ76~89+判定会議
不明	6	4.7%	← 低 IQ 高 →			

各判定機関におけるボーダーライン



[その他の例]

- ・IQ80~89で発達障害の診断を受けた者
- ・おおむね71~79で、14才以上、自閉性障害等診断、かつ判定機関の長が必要と認めた場合
- ・IQ76~91で、発達障害の診断、判定機関の長が必要と認めたもの
- ・IQ・SQの合計がおおむね101~140
- ・知能指数が境界線級であり、かつ、自閉症、自閉症候群、自閉性障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム症と評価され、更生相談所長が必要と認めた場合

注1) 判定に際しては、知能指数のみでなく、適応行動尺度等も含めて総合的に判断される。また、知的障害以外(身体障害等)の障害程度を勘案しているところは85.3%

- 227 -

令和3年度の療育手帳に係る研究成果の概要

「療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究」
(厚生労働科学研究費補助金 研究代表者：辻井正次 令和2年度～3年度(2カ年))

令和2年度の主な成果

◎ 児童相談所・知的障害者更生相談所向けアンケート調査(209カ所)

- ・現在療育手帳の判定に用いられている情報の範囲や内容を確認したところ、収集している情報の範囲には大きなばらつきが認められるものの、「知的機能・発達状況の測定」、「日常生活の状況の聴取」、「医療・健康面のチェック」は過半数の機関で行っていた
- ・「ウェクスラー式」や「Vineland- II」を導入する場合の現場の受け止めや課題等について確認したところ、検査時間の長さや費用負担の増加の懸念が挙げられた

◎ 成人一般(418人)及び知的障害者(33人)のデータを用いた判別精度の検証

- ・「知的機能」、「適応行動尺度」単独で評価するより、両者の合成値を用いて判定するほうが、知的障害者の判別において高い精度を有していた(※18歳未満の集団での検証は未実施)

◎ 心理アセスメント検査の国際的評価モデルを用いた複数の検査方法の比較評価

- ・「知的機能」については現在普及している「ビネー式」より「ウェクスラー式」が、適応行動尺度については現在普及している「S-M社会生活能力検査」より「Vineland- II」が基準値の質、信頼性、妥当性の観点で他の方法より優れていた



令和3年度の主な成果

◎ 複数の知的機能検査の並行実施による有効性の比較検証

- ・療育手帳を取得している、もしくは取得する予定である幼児から成人までの90名に対し、ビネー式知能検査、ウェクスラー式知能検査(幼児はK式知能検査も実施)、日本版Vineland- II 適応行動尺度、S-M式社会生活能力検査(中学生まで)を並行して実施
- ⇒ビネー式知能検査等による比例IQと、ウェクスラー式知能検査による偏差IQの結果の差異を明らかにする
- ⇒比例IQを偏差IQに変換する換算式を検証

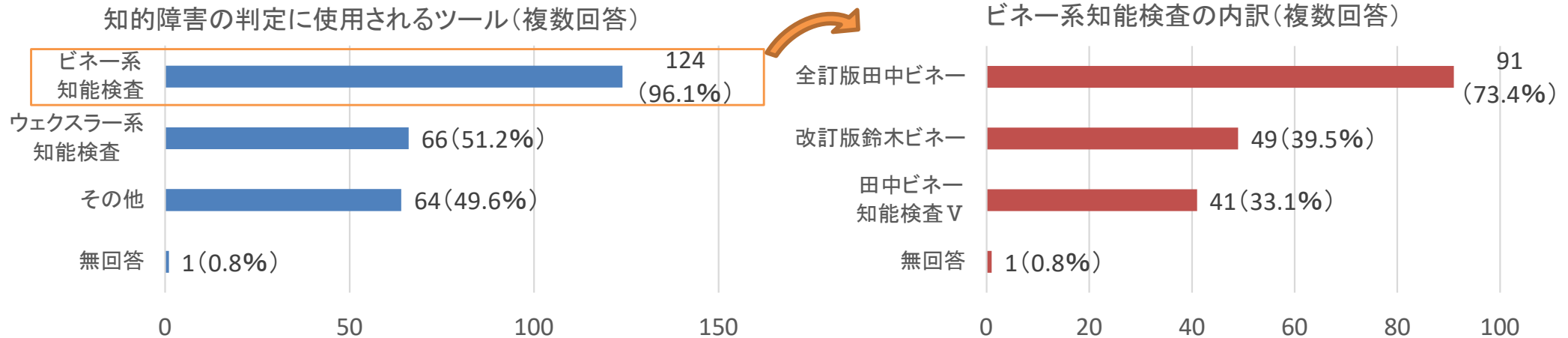


療育手帳の基準の統一化を図るために必要であると示唆されたこと

- ◎ 知的障害の診断の国際標準であるICD-11に基づいた療育手帳の判定の方法、基準、重症度区分の具体案
- ◎ 検査時間の長さや費用の高さ等による実務上の懸念に対応するための、児童用のアセスメントツールの開発
- ◎ ICD-11に基づく知能検査及び適応行動評価を実施するためのトレーニングを受けた専門家の養成
- ◎ ウェクスラー式知能検査以外の、現在実施されている知能検査の実施の場合の比例IQから偏差IQへ換算する方法
- ◎ ICD-11に準拠した判定を行った場合に、現在療育手帳を取得できている人が取得できなくなり、必要な支援を受けられなくなることを防ぐための施策

知的障害の認定基準に関する調査研究結果概要

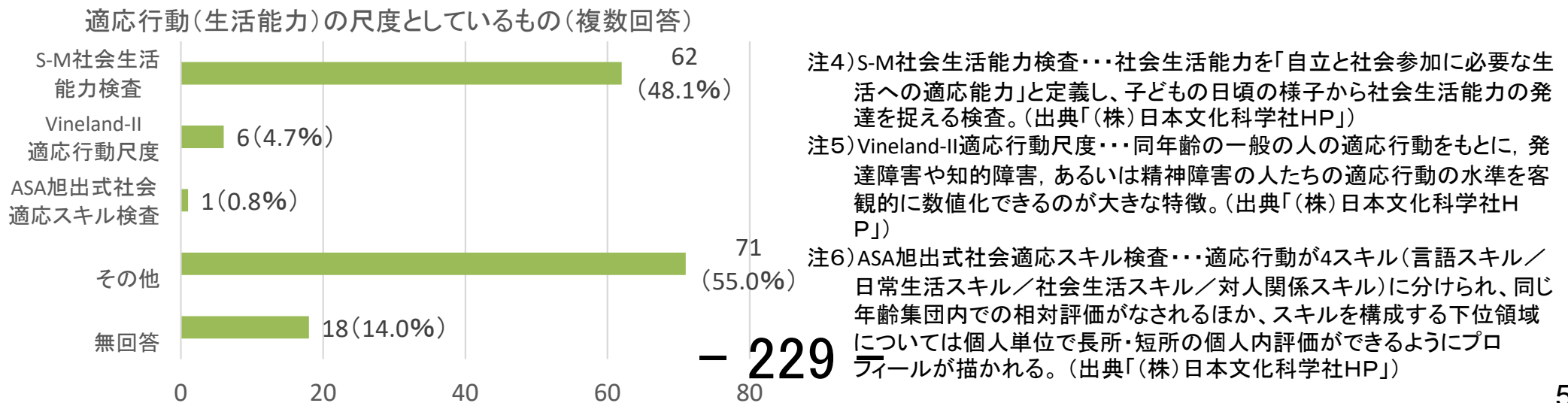
知能検査について



注2)ビネー式知能検査・・・1905年にフランスのA. ビネーとT. シモンが開発した知能検査であり、日本においては、田中寛一が発表した「田中ビネー知能検査」や鈴木治太郎が発表した「鈴木ビネー知能検査」等がある。このうち田中ビネー知能検査の特徴としては、まず、多角的な総合検査であることが挙げられる。これは、知能を各因子に分かれた個々の能力の寄せ集めと考えるのではなく、一つの統一体としてとらえようとするビネーの知能観に基づいて開発されている。(出典「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP」)

注3)ウェクスラー式知能検査・・・アメリカのウェクスラーによって開発され、検査対象児・者の年齢に合わせて、主に幼児を対象とした「WPPSI」、児童生徒を対象とした「WISC」、成人を対象とした「WAIS」がある。この検査の最大の特徴は、全般的な知能水準が測定できることに加えて、「言語性の知能指数(VIQ)」と「動作性の知能指数(PIQ)」の二つの知能発達の様相を見ることができるところにある。(出典「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP」)

適応行動の尺度について



障害者総合福祉推進事業の実施

令和4年度 障害者総合福祉推進事業に係る公募について(1次公募)〈抜粋〉 (令和4年2月22日公表)

指定課題1:療育手帳その他関連諸施策の実態等に関する調査研究

事業概要:

療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき、各自治体が自治事務として実施しているが、対象者の判定方法や認定基準等にばらつきがあるため、統一化の必要性が指摘されている。一方、療育手帳は知的障害児者への様々な支援に結び着いているため、統一化を進めた場合の影響について慎重に検討する必要がある。本事業は、療育手帳の運用方法の統一化の検討に向けて、関連諸施策や関係機関への影響、比較的軽度の知的障害児者への支援のあり方等について検討するため、国内及び国外の実態について網羅的かつ俯瞰的に知見を得ることを目的とする。

想定される事業の手法・内容:

- ・ 障害者手帳の判定業務に関する実態調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター向けのアンケート調査等)
- ・ 知的障害児者への支援の実施状況に関する調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、市町村、その他関係機関向けのアンケート調査等)
- ・ 外国における知的障害児者への支援の実態に関する調査(文献調査等)
- ・ 我が国の国際基準に基づく知的障害や発達障害のある者の数に関する調査(文献調査等)
- ・ 有識者によるアンケート調査票の内容の検討、調査結果の評価、それを踏まえた療育手帳の運用の統一化に向けた提言等

補助基準額:年間 12,000 千円を上限とする

期間: 令和4年度(単年度)

厚生労働省 令和4年度 障害者総合福祉推進事業
療育手帳その他関連諸施策の
実態等に関する調査研究
【調査結果概要】

4. 今後の検討に向けて

(1) 療育手帳制度の在り方の検討

○ 本調査研究事業を踏まえ、今後の療育手帳における判定基準等の統一等を検討するにあたっての検討課題を以下のとおり整理した。

① 療育手帳の対象とは

- ・ 厚生労働省の通知において、知的障害児者のための療育手帳交付について定められている一方、「知的障害」の詳細な定義は記されていない。
- ・ 本調査研究のアンケート調査結果から、療育手帳の対象として知的障害を主としつつも、その定義と判定方法は各自治体に裁量がある実態が見えてきた。
- ・ 転居等によって異なる自治体へ移動した場合には、非該当になるなど混乱が生じている状況も踏まえ、**今後は、国際的な基準に基づきつつ、療育手帳制度の対象についての整理を進めることが必要**と考える。
- ・ 現在、厚生労働科学研究費補助金による調査研究において、判定ツール統一に向けた検討が別途進められており、今後は、**療育手帳の対象の整理を踏まえた適切な判定ツールの普及も急がれる。**

② 療育手帳の目的とは

- ・ 本調査研究から、療育手帳の取得の動機として「障害福祉サービス利用」や「手当や年金の申請」の回答が多く見られる等、通知に示されている「各種の援助措置を受けやすくする」との目的は果たされてきた。
- ・ 他方で、制度の目的にある「知的障害児者への一貫した指導・相談」、その先の「福祉の増進に資する」という点については、さらなる拡充の余地があるといえる。
- ・ 本調査研究から、療育手帳の判定プロセスにおける貴重なアセスメントなどの情報が、本人のサービス等利用計画の作成に必ずしも活かされていないことが示唆された。
- ・ 近年では、手帳制度を利用せずとも必要な支援を受けられることができる基盤整備が進められており、あらためて**療育手帳制度の目的、アセスメントを行う目的を整理し、当該目的に基づく制度運用が求められる。**

③ 判定・運用に係る統一化について

- ・ 本調査研究でアンケート調査を行ったすべての対象に共通して、療育手帳の交付対象や程度の区分、判定方法等が統一されていないことから様々な課題が生じていることが報告されており、療育手帳の判定、運用に係る統一化を求める意見が見られた。他方で、判定方法や判定基準等を統一することによる多方面への影響・懸念も見られた。
- ・ 療育手帳の判定・運用に係る統一化について議論するにあたっては、「**なぜ統一が必要なのか**」を常に考えていく必要がある。また、判定基準や判定ツールだけでなく、程度区分の判定、再判定・更新、手帳の返還を含む転居時の取扱い等、**様々なレベルの内容があることも改めて認識しておく必要がある。**
- ・ また、議論に際しては、**当事者本人・家族、関係機関によって想定している「統一」の内容が食い違わないよう、議論の範囲を明確にする等、丁寧な対応も求められる。**

4. 今後の検討に向けて

(2) その他の検討事項

- 今回の調査研究から検討すべき課題が明らかになってきた。療育手帳における運用統一化の検討に向けては、制度の目的・対象を整理したうえで、今回認識された課題の1つずつの検討を進めていくことが求められる。今後の検討事項と考えられるポイントは、以下のとおり。

① 判定ツールを除く判定方法に関すること

- ・ 本調査研究のアンケート調査では、判定に苦慮するケース像として、判定機関として判定ツールの使用が困難なケースと、発達障害や加齢による認知機能の低下等の他の影響の勘案に迷うケースについての課題意識が寄せられていた。
- ・ こうしたケースへの対応は、各地域の様々な方針の下で行われており、**今後の判定ツールの検討に伴い、科学的な根拠に基づき、判定が難しいケースの判定方法・基準についても整理し、一定の方向性を示すことが望ましい。**

② 知的障害児者や知的境界域等の方への支援の在り方に関すること

<役割分担・情報連携>

- ・ 今後の支援の在り方と関連して、療育手帳の判定・交付における関係機関間の役割分担や情報連携についても一考の余地がある。
- ・ 役割分担については、各関係機関に対して全国一律の役割を求めることは現実的ではないと考える一方、今後、支援方針の検討材料となるアセスメント結果に繋がるツールが開発され普及していくのであれば、**療育手帳を取得するための判定ではなく、当該アセスメント結果が支援に活かされるような体制が望ましい。**
- ・ 情報連携については、アセスメント結果は非常に機密な個人情報であるため、今後結果の活用を促進する場合は、あわせて**情報共有や関係機関等との連携における留意点の整理**も必要である。また、結果の解釈の仕方や、結果を踏まえた適切な支援方針の検討等についても、関係機関に対して丁寧にフォローしていくことが求められる。

<包括的な支援>

- ・ 本調査研究事業では、支援の必要な知的境界域の方や、発達障害のある方への支援のために療育手帳が交付されている実態、そして、こうした方が制度の狭間に落ちてしまうケースや、療育手帳が非該当となった後のフォローが十分届いていない可能性等が示唆された。
- ・ 知的境界域等の方は、困り感があったとしても療育手帳の対象には合致しないケースも想定されるが、このような場合に**療育手帳制度で支えるという方向だけでなく、一般施策等も活用しながら、本人にとって必要な支援が包括的に行われることが期待される。**

③ 療育手帳の判定・運用に係る統一化に向けたプロセスに関すること

- ・ 今後の統一に向けては、本人・家族や、判定機関、各都道府県・市区町村等の実態に即して過度な負担に繋がらないようなプロセスの検討が必要である。
- ・ 本調査研究事業では、判定基準やツール等を統一することで、すでに療育手帳を保持する方が非該当となる可能性や、手帳等級に基づく福祉サービスや各都道府県・市区町村の事務に関する経過措置といった懸念が見られた。判定基準等の統一の方向性に関する懸念も見られており、統一化のプロセスにおいては、**本人・家族、関係機関のコンセンサスを得ながら、不利益が生じる場合にはその不利益への対応を丁寧に行っていくことが重要**である。

障害者総合福祉推進事業の実施

令和5年度 障害者総合福祉推進事業に係る公募について(1次公募)〈抜粋〉 (令和5年3月27日公表)

指定課題1:療育手帳その他関係諸施策との関係性と影響についての調査

事業概要:

療育手帳において、対象者の判定方法や認定基準等のばらつきがあり、療育手帳の運用方法の統一化に向けた検討の必要性が指摘されている。療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究の内容も踏まえ、療育手帳の運用方法の統一化を進めた場合に想定される影響や課題について検討を深め、今後、運用方法の統一化に向けた議論を行うにあたっての論点整理を目的とする。

想定される事業の手法・内容:

- ・有識者によるアンケート調査の調査結果の評価、それを踏まえた療育手帳の運用の統一化に向けた提言等
- ・有識者による議論のために、必要に応じてアンケートやヒアリング等の追加調査による情報収集を検討する。

補助基準額:年間 9,000 千円を上限とする

期間: 令和5年度(単年度)

厚生労働科学研究の実施

令和4年度 厚生労働科学研究費補助金公募要項(一次) 令和3年12月21日公表

障害者政策総合研究事業

GC-14 公募研究課題 <抜粋>

(1) 研究課題名

療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究(22GC1401)

(2) 目標

療育手帳の交付判定や知的障害に関する相談指導等に必要となる知的能力・適応行動の評価手法は、自治体ごとに異なることが指摘されており、標準化や質の向上を進める必要がある。本研究は、療育手帳の交付判定や、知的障害児者の地域生活に対する必要な支援の検討等において、全国の自治体が広く活用できる、知的能力・適応行動に関する簡便かつ効果的な評価手法の開発と検証を行うことを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ 全国の自治体が広く活用することが可能な、知的能力・適応行動に関する簡便かつ効果的な評価手法の開発。
- ・ 評価手法による判定結果と必要とされる支援の内容との関係性に関する、実際のデータに基づいた検証の実施。
- ・ 評価手法の判定結果の専門的相談指導における効果的な活用方法についての整理。
- ・ 開発した評価手法の活用方法に関する研修の実施。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模：1課題当たり年間 18,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間：最長3年間 令和4年度～令和6年度

新規採択課題予定数：1課題程度※

療育手帳の在り方の検討について

令和5年6月
厚生労働省障害保健福祉部

背景

- 療育手帳は、知的障害児者に一貫した各種支援を届けやすくするための制度であるが、法的根拠がなく、国から知的障害に関する判定基準が示されていないため、自治体ごとに交付対象の範囲にばらつきがあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じること等が指摘されている。
- 令和4年6月、社会保障審議会障害者部会による「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（報告書）」において、療育手帳の在り方に関して、「国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響及び法令上の対応等も含め、引き続き、令和4年度から実施予定の調査研究を着実に進める等、幅広く調査研究を続けるべきである。」と指摘されたところ。

検討課題

- 最新の国際的な知的障害の定義を踏まえた認定基準の在り方
- 療育手帳の判定や支援ニーズの把握に用いる、標準化された心理検査（知能・適応行動）の開発・普及
- 知的障害者更生相談所、児童相談所、市町村等の知的障害者を支援する関係機関の役割分担や連携の在り方

現在の取り組み

- ・ 令和5年度 R4年度推進事業報告書をふまえた検討等 (障害者総合福祉推進事業)
- ・ 令和4～6年度 知的障害に関する判定方法等の見直しのための研究 (厚生労働科学研究)
(知的能力・適応行動アセスメントツールの開発)

等